

論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表

学位規則第 8 条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

○氏名	高松 正彦 (たかまつ まさひこ)
○学位の種類	博士 (工学)
○授与番号	甲 第 923 号
○授与年月日	2013 年 9 月 25 日
○学位授与の要件	本学学位規程第 18 条第 1 項 学位規則第 4 条第 1 項
○学位論文の題名	我が国の歴史地区における民有の樹林を保全活用する方策に関する研究 —歴史的風致保全と市街地防火の両立を目指して—
○審査委員	(主査) 大窪 健之 (立命館大学理工学部教授) 及川 清昭 (立命館大学理工学部教授) 武田 史朗 (立命館大学理工学部准教授) 山崎 正史 (立命館大学理工学部特別任用教授)

<論文の内容の要旨>

本論文は、我が国の歴史地区における民有の樹林の、延焼遮断帯としての機能や評価、保全に係る要因と課題等を明らかにし、これらに基づいた国の関連制度の改善と活用及び樹林保全活動の仕組みを考察することを目的とし、これらの樹林が歴史的風致保全と市街地防火の両面から評価され、的確かつ永続的に保全されることを期待している。第 1 章では、全国の旧城下町等のうち 24 都市には延焼遮断の可能性のある樹林を持つ寺院群や武家地跡があること、約 30 年間に樹林が消失している例があることを明らかにした。第 2 章では、樹林の形態と規模の特徴から延焼遮断効果が期待されること、市町村は景観について評価する一方で防火機能については漠然とした認識等であること、樹林が保全されている要因は所有者によることが一義的であるが今後の保全には費用や高齢化等の課題があることを明らかにした。第 3 章第 1 節では、国は歴史的風致維持向上計画において文化財とその周辺環境を景観と防災の両面で捉えること等を意図していること、市町村は必ずしも期待される火災予防対策を位置付けていないことを明らかにした。第 3 章第 2 節では、歴史的風致保全と市街地防火の両方を目的とした場合の適性について比較評価し、評価の高い特別緑地保全地区と地区計画等緑地保全条例の 2 制度は当該目的には十分活用されていないこと、及び特別緑地保全地区制度は市町村が活用しやすい方向であることを明らかにした。第 3 章第 3 節では、歴史地区の樹林保全活動の仕組みについて考察と検証を行った。その仕組みは、所有者・地域住民・行政の三者の参加によるものとし、検証により樹林の

公益性に対する理解が重要であることを明らかにした。以上のことから、これらの樹林は国の制度の改善・活用と、行政や地域住民の参画による保全が有効であり、樹林の公益性に対する理解が重要であることを示した。

<論文審査の結果の要旨>

本研究は、文化財や歴史的風致を有する我が国の歴史地区の民有地敷地内樹林が有すると考えられる歴史的風致維持と市街地防火の機能に着目し、国が提言しつつも市町村に採り上げられてこなかったその両面にわたる評価に基づく保全を考察した着眼点は高く評価できる。また、所有者、行政、地域住民の三者協定による樹林保全活動の仕組みの提案は、樹林の現状や市町村の認識に関する調査に基づくもので、さらにその仕組みが機能するための課題を明らかにしたことが、市町村が中心となって制度を構築し活用するための指針として有用性の高い研究である。

本論文は、これらに加えて以下に掲げる点でとりわけ優れた内容を有する。

- 1) 歴史地区の既成市街地において、歴史的風致保全と市街地防火機能を有する連続する民有地敷地内樹林を、旧城下町等の寺院群と武家地跡から抽出し一定数のサンプルを得ることができたことは、歴史地区の樹林の特性と今後重点的に保全すべき対象を示す重要な情報である。
- 2) 歴史地区の民有地敷地内の樹林の有する市街地防火機能に対する市町村の評価が未だ低いことを調査において数値で示したことは、緑地保全政策を一層推進する上で重要な情報である。
- 3) 歴史的風致維持向上計画の構成に関して改善すべき点を指摘したことは、同計画に基づいて歴史地区における樹林の歴史的風致維持と市街地防火機能を組み合わせて活用する上で有用な提言である。
- 4) 歴史地区の民有地敷地内の樹林保全に関する国の民有緑地保全制度の適性を歴史的風致維持と市街地防火の両面から評価する手法は、当該樹林の公開されにくい特性や将来への永続性を加味するなど論理的であり、適切な制度選択のために有用である。

本論文の審査に関して、2013年7月23日（火）10時30分～12時00分防災システムリサーチセンター2階第1会議室において公聴会を開催し、学位申請者による論文要旨の説明の後、審査委員は学位申請者高松正彦に対する口頭試問を行った。各審査委員および公聴会参加者より、研究対象の説明方法、樹木の延焼遮断機能の検証方法、提案スキームの検証方法などの質問がなされたが、いずれの質問に対しても学位申請者の回答は適切なものであった。よって、以上の論文審査と公聴会での口頭試問結果を踏まえ、本論文は博士の学位に値する論文であると判断した。

<試験または学力確認の結果の要旨>

本論文の主査は、学位申請者と本学大学院理工学研究科総合理工学専攻博士課程後期課

程在学期間中に、研究指導を通じ、日常的に研究討論を行ってきた。また、本論文提出後、主査および副査はそれぞれの立場から論文の内容について評価を行った。

学位申請者は、本学学位規程第 18 条第 1 項該当者であり、論文内容および公聴会での質疑応答を通して、学位申請者が十分な学識を有し、博士学位に相応しい学力を有していることを確認した。

以上の諸点を総合し、学位申請者に対し、本学学位規程第 18 条第 1 項に基づいて、「博士（工学 立命館大学）」の学位を授与することが適当であると判断する。